

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第26号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第19条関係・徴収猶予、第21条関係・減免）

国民健康保険料 

減 免
徴収 猶 予

 不承認通知書

保 険 第 号

年 月 日

様

四日市市長

保険料減免・徴収猶予申請について

年 月 日付けであなたから申請のありました国民健康保険料の減免・徴収猶予について審査の結果、下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

[ 不承認理由 ]

○非該当文字を抹消すること

- 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県国民健康保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決があり、なお不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記（1）から（3）のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)